テラス席は屋内？屋外？

飲食店の管理者の皆さま

2020年4月1日から原則として屋内は禁煙となりました。
屋内と屋外を正しく認識し、　適切な対応をお願いします。

屋内とは

外気の流入が妨げられる場所として、**屋根があり**、かつ**側壁が概ね半分以上覆われている**場合には「**屋内**」となり、そうでない場合には「屋外」となります。

テラス席（ベランダ・外付けの非常階段）について

テラス席（ベランダ・外付けの非常階段）において喫煙をした際のたばこの煙が店内に流れ込むことがないよう、側壁が概ね半分以上覆われていない場合であっても、**店内との境界が壁やガラス扉等で仕切られていない場合**には、**屋根に覆われている場所は「屋内」**として取り扱います。

あなたの施設のテラス席 等は**どちら？**

- 屋根がある → YES → 側壁が概ね半分以上覆われている
- 側壁が概ね半分以上覆われている → YES → **屋内**
- 側壁が概ね半分以上覆われている → NO → 店内との境界が壁等で仕切られている
- 店内との境界が壁等で仕切られている → NO → **屋内**
- 店内との境界が壁等で仕切られている → YES → **屋外**
- 屋根がある → NO → **屋外**

原則禁煙

喫煙には、喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙目的室または喫煙可能室を設置し、技術的基準を満たすことが必要です。

喫煙室の技術的基準

①喫煙室の出入口において、屋外側から屋内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上ある
②壁・天井などによって区画されている
③たばこの煙が屋外に排気されている
※喫煙室の状況・種別により異なります。

裏面の「みなとタバコルール」も参照

喫煙には周辺に配慮すること

健康増進法第27条第2項
「特定施設等の管理権限者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。」

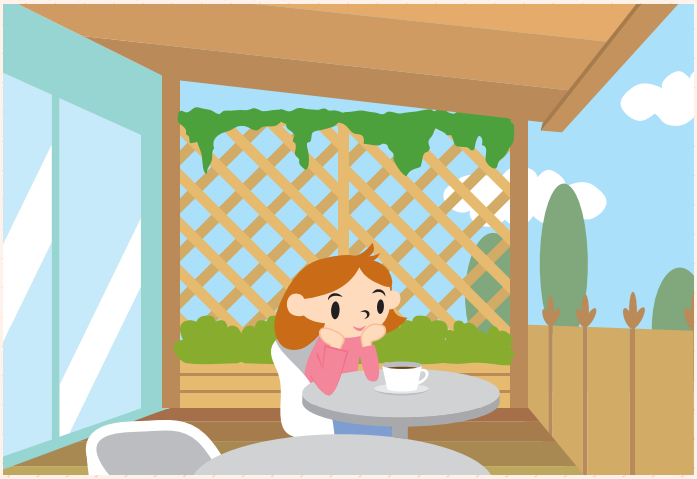

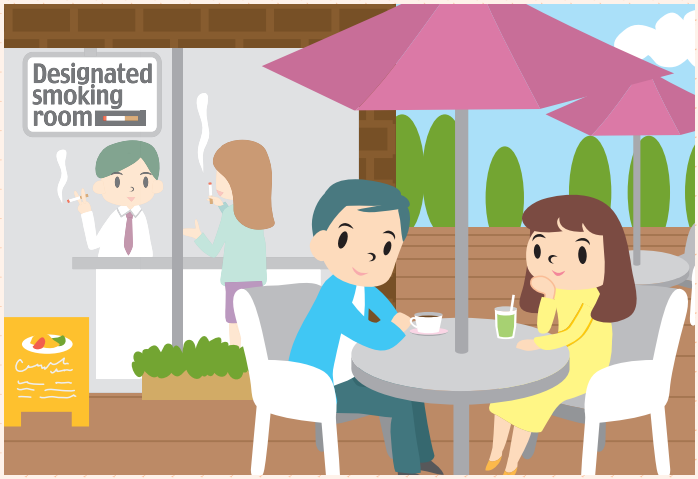

《改正法・都条例に関するお問合せは、受動喫煙防止対策相談窓口へ》

☎ **03-6400-9977**

受付時間：月～金曜　午前8時30分～午後５時15分（祝日・年末年始除く）
窓　　口：みなと保健所４階

みなとタバコルール

Nice Smoking in Minato

港区では、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成26年7月1日施行）で、港区内で暮らす人や働く人、訪れる人など全ての人が守るべきルールとして「みなとタバコルール」を定めています。

港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例第9条において以下のとおり定められています。

第1項　区民等は、公共の場所において、たばこの吸い殻をみだりに捨ててはならない。

第2項　区民等は、公共の場所（指定喫煙場所を除く。以下同じ。）において、喫煙をしてはならない。

第3項　区民等は、公共の場所以外の場所において喫煙する場合に、公共の場所にいる区民等にたばこの煙を吸わせることがないよう配慮しなければならない。

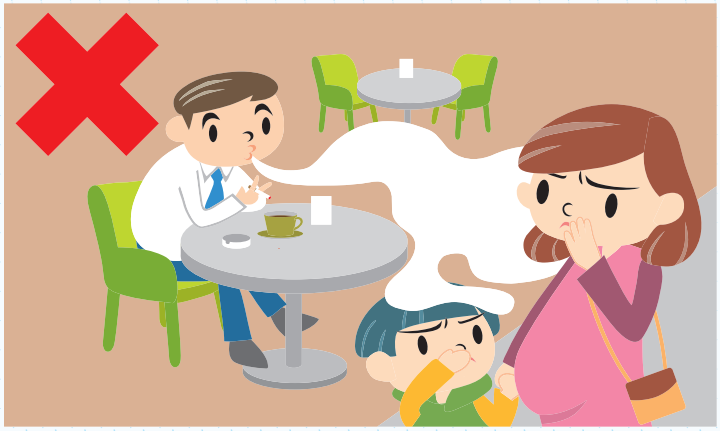

第4項　事業者等（区、事業者及び関係行政機関をいう。以下同じ。）は、公共の場所にいる区民等が事業者等の有する敷地（指定喫煙場所を除く。以下同じ。）内で喫煙する者のたばこの煙を吸わされることがないようにするため、事業者等の有する敷地内において、灰皿の撤去又は移設、喫煙場所の確保その他の環境の整備を行わなければならない。

第5項　事業者等は、従業員その他事業活動に関わる者に、第一項から第三項までの規定を遵守させるよう努めなければならない。

⊙みなとタバコルールに関する問合せ先⊙

環境リサイクル支援部　環境課　環境政策係　**03-3578-2486**

各総合支所協働推進課　芝地区 **03-3578-3123**　麻布地区 **03-5114-8802**　赤坂地区 **03-5413-7272**
高輪地区 **03-5421-7621**　芝浦港南地区 **03-6400-0031**

English→　中文→　한글→

左記の二次元コードを読み取ると、各言語に対応します。